

【新聞記事】

◆ [] 工場、安全装置設置せず [] 労働基準監督署は []、労働安全衛生法違反の疑いで [] の建設廃材リサイクル会社を書類送検した。

書類送検内容は [] 同工場で、ベルトコンベアーのメンテナンス作業を行わせる際、コンベアーの非常停止装置を設置していなかった疑い。

同署によると、同日、男性従業員(53)がローラーとベルトに付着した泥をハンマーで剥がす作業中に左腕を挟まれる事故があった。同社は「安全に対する意識が低かった」と容疑を認めている。

※事故発生場所や時期等を特定されないことがないよう黒塗りを施しています。

機械設備・有害物質の種類（起因物）	運搬機械（コンベアー）
災害の種類（事故の型）	はさまれ・巻き込まれ

【同類事故防止対策】

厚生労働省「職場のあんぜんサイト」より

- 巻き込まれリスクのある回転部分にはガード（覆い、囲い等）を設ける
- 電源を切り機械を止めて作業を行う
- 危険源の近くには手が届く範囲に非常停止スイッチを備える
- 作業手順を定め教育訓練を実施する

【類似事故】

コンクリート廃材の破砕プラントでベルトコンベヤーに巻き込まれる

【災害の発生状況】

- 1 事業の種類：土石製品製造業 2 事業場規模 5～15人
- 3 傷病の程度：死亡
- 4 災害発生状況

・この災害は、建築物の解体工事等で発生したコンクリートをクラッシャーで道路舗装用の路盤材に再生する作業で発生したものである。

・災害発生当日、被災者は、始業点検後、通常の作業手順で、ドラグショベル、破砕プラント、クラッシャー及びベルトコンベヤー等を運転状態として作業を始めた。しばらくして、被災者がベルトコンベヤーのところで手招きをしているのを同僚が発見し、ベルトコンベヤーのスイッチを切り近づいたが、すでに被災者は、磁選機ドラムとその周辺の鉄板の間に、右腕を肩のつけ根から挟まれており、直ちに救急車で病院に搬送したが、右腕切断による大量出血で死亡した。

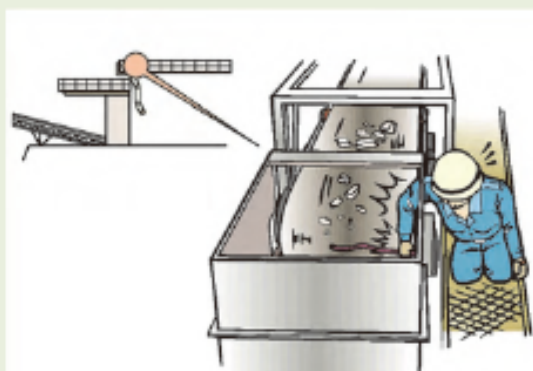
・被災者はベルトコンベヤーの回転部分の磁選機に鉄筋が付着していることに気がつき、止めずにそれを取り除こうとして挟まれたものと推定される。

【原因】

1. 磁選機ドラムのあるベルトコンベヤーの回転部分の覆い等の防護措置が設置されていなかったことと、機械が自動的に停止するインターロックスイッチを備えていなかったこと。
2. 稼働中のベルトコンベヤー上の異物などを取り除く場合、電源を切って機械を止めた上で作業を行うなどの作業手順が作成されていなかったこと。
3. ベルトコンベヤーを非常停止させるためのリモコンスイッチを携帯していなかったこと

【対策】

1. 巻き込まれリスクのある回転部分にはガード（覆い、囲い等）を設けることと、ガードを頻繁に外す必要のある部分には、インターロックスイッチを備えること。
2. 鉄筋を除去する場合は、電源を切り機械を止めて作業を行うことの徹底と作業手順の作成。
3. リモコンスイッチの取扱い等、非常時の措置について十分な教育を実施すること、および危険源の近くには手が届く範囲に非常停止スイッチを備えること。



資料出所：職場のあんぜんサイト（厚生労働省）